様式第１号（第８条関係）

　　年　　月　　日

**市ホームページバナー広告掲載申込書**

寒河江市長　　　　　　　様

　寒河江市ホームページへのバナー広告掲載を以下のとおり申し込みます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 広告掲載希望者 | 所在地 | 〒　　- |
| ふりがな名　　称 |  |
| ふりがな代表者職氏名 |  |
| ふりがな担当者氏名 |  |
| 連絡先 | TEL |  |
| FAX |  |
| Eメール |  |
| 業種 |  |
| 掲載希望期間 | 　　　　年　　月から　　　　年　　月まで（　　か月） |
| リンク先URL  |  |
| 広告の内容（バナーの内容案をご記入ください） |  |
| **バナー広告原稿が既にある場合は、添付してお送りください。** |
| そ　の　他 | 申請内容に変更があった場合、速やかに担当課まで連絡ください。 |

様式第２号（第９条関係）

（表面）

　　　第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

寒河江市長　　　　　　　印

寒河江市ホームページバナー広告掲載決定通知書

　　　　　　年　　月　　日付けで申請ありました寒河江市ホームページバナー広告掲載について、寒河江市ホームページ広告取扱要綱第９条第２項の規定により次のとおり決定したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 掲載の可否 | （　　承　　認　・　不　　承　　認　・　要　　修　　正　　） |
| 不承認及び要修正の理由 |  |
| 掲載期間 | 　　　　年　　月　　日から　　　　　年　　月　　日まで |
| 掲載料 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 掲載料納付期限 | 　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日まで |
| 修正を必要とする箇所及び修正期限 |  |
| 承認するリンク先 |  |
| 備 考 |  |

（裏面）

　　この処分について不服がある場合には、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、寒河江市に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えをする場合には、処分についての異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経た後に、決定（裁決）の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に、寒河江市（訴訟において寒河江市を代表する者は寒河江市長となります。）を被告として、提起することができます（ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、次の①から③までのいずれかに該当するときは、異議申立て（審査請求）に係る決定（裁決）を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

　①　異議申立て（審査請求）があった日の翌日から起算して３月を経過しても決定（裁決）がないとき。

　②　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

　③　その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるとき。